# 開拓集落の形成と信仰の移築

# ──長崎のカトリック信徒の宮崎法光坊地区への移住とコミュニティ形成 ──

# 叶 掌 降 三

目 次

はじめに

1 移動研究とカトリック信徒の移動の傾向 移動研究の展開 カトリック信徒の移動とコミュニティ形成志向 宮崎開拓集落の形成と信仰の移築

2 大正・昭和初期における国・宮崎県の開拓政策と 開拓移住の状況

農林省の開拓政策

宮崎県の開拓政策

3 法光坊集落の形成と田野教会の設立

法光坊集落の形成 田野教会の設立

4 信徒の定住とイエの拡大

昭和初期(1927年~35年)の移動における社会 関係の発動

第2世代・第3世代の定住とイエの拡大

5 法光坊集落の社会変化―分家創出の背景 集落の営農規模 新農村と法光坊集落

法光坊集落における分家創出の要因

6 法光坊集落における集落社会と信仰の維持

## はじめに

九州のカトリック小教区の形成の社会的特徴の一つは、長崎県の半島・島嶼地域や鹿児島県の島嶼地域から都市・農村に集団的移住した信徒が形成に関与し、小教区の草分けの信徒になっていることである。

江戸時代、禁教政策のために潜伏キリシタンの多くが信仰を守る目的で条件不利地区である半島・島嶼に居住していたことはよく知られている。明治以降もつづいた政府による弾圧の終結や近代化・産業化の波の中で、条件不利地区に居住するカトリック信徒の間に集団移住する傾向が強まり、また移住地において信仰共同体を再現しようとする志向性が現れたためであろう。

本稿では、長崎県にルーツをもつカトリック信徒の集団移住と信仰共同体形成の一例として、宮崎県田野地区への集団移住の事例を検討する。長崎県からの集団移住の経緯、移住家族がとり結ぶ社会関係や教会の設立の経緯に焦点をあて、集落社会の形成と維持および移住地における文化(信仰)の移築に関与する社会的諸要因を探るとともに、移動元の集落・小教区からの成員の流出が、必ずしも、集落社会の解体要因にとどまらず、新しいコミュニティの形成や信仰の移築につながった状況を明らかにしていく。

# 1 移動研究とカトリック信徒の移動の傾向 移動研究の展開

社会学における移動(移住)の研究は、長らく、都市一農村間の経済格差を移動の主要な要因に位置づけて、主に都道府県レベルの人口移動の動向を扱ってきた。言い換えれば、利用できるデータの制限により農村一都市の間の移動の詳細を辿ることが困難であるため、農村地域に関して過疎集落の社会状況を押し出し要因の事例として紹介し、都市地域に関して地域・地区の事例を人口移動の帰結として提示することで、移動(移住)に関する社会学的知見を形成してきたといえよう。

しかし、1980年代後半以後、都市移住先の一つである関西の都市社会を事例として、九州・沖縄の島嶼等の出身者の同郷集団・集住地や同郷・同業者の組織、在日韓国・朝鮮人の集住地が「発見」されたことで、移動研究は大きく展開する。若干の例をあげれば、西村雄郎編『阪神都市圏における都市マイノリティ層の研究』2006年、谷富夫編『民族関係における結合と分離』2002年等の研究では、出身地域の社会・文化の定植、移住者が都市生活を送る上でとり結んでいる社会関係や移住者が形成する社会組織、移住者と他の都市住民との関係の解明に

焦点があてられ、エスニシティ研究と共通する視点 が包含されるようになるのである。

こうした研究を通して、農村一都市の人口移動の研究は、マクロレベルの経済的要因による概略的な説明からミクロレベルの社会的状況一都市定住のメカニズム一および生活・文化の維持と変容に観点が移行する。こうした研究の展開は、「関西ルネサンス」と呼ぶことができるほど大きな転換点であったといえよう。

一方、人口移動には、農村一都市間の移動の傍流とはいえ、農村一農村という移動も存在してきた。その典型的な移住が開拓移住である。開拓移住研究には、母村における社会関係・生活の共同の枝村への定植(と放棄)の状況に言及するものが見られる(例えば、川越 1953 年)。このように系譜関係が明らかな母村と枝村の関係性に着目している点、また移動の一連の過程の解明にとどまらず移住先の集落形成に言及している点において、開拓移住研究に「関西ルネサンス」と同様の今日的視点を見出することができる。

#### カトリック信徒の移動とコミュニティ形成志向

ところで、九州のカトリック信徒の都市・農村への移動と集住については、近年、研究の進捗が見られるようになっている。厳しい居住条件にある島嶼・半島のカトリック集落からの明治期以降の開拓移住、昭和期以降とりわけ高度経済成長期以降の都市の集住地や開拓地への集団的移住の経緯は、下口勲『仲知教会の牧者たち』(2001年)や叶堂隆三「上五島カトリック集落の選択的移動と地域社会の維持一送り出し集落と定住地を結ぶ類縁関係・地縁関係・親族関係一」(2011年)、叶堂隆三「奄美出身者の選択的移動とコミュニティの形成一鹿児島市鴨池地区における集住と類縁関係の制度化一」(2012年a)等で明らかになりつつある。

こうした九州地方の条件不利地区のカトリック信徒の都市・農村への移動の研究は、すでに述べた二つの移動研究の展開の中に位置づけることができる。加えて、こうしたカトリック信徒の移動の研究の利点は、教会組織の資料を通して移動を辿ることが可能であることと市町村レベルにとどまらず地区レベルで居住地の把握が可能なことにある。この利点によって、カトリック信徒の移動と定住に関する調査では、「関西ルネサンス」において発見された

地縁・血縁という社会関係の発動による移動よりも 詳細な移動過程と定住状況を解明することができた ように思われる (例えば、叶堂 2012 年 b)。

九州地方の条件不利地区のカトリック信徒の移動を特徴づけるものとして、農村一都市・農村一農村のいずれの移住においても集住を志向する傾向、さらにそうした集住地において教会の設立(類縁関係の制度化)をコミュニティ形成のシンボルにしようとする志向性が見られることを指摘できよう。

このように、カトリック信徒の移動における集住 傾向と移住先におけるコミュニティ形成の志向性に は、カトリック信徒の類縁関係(宗教関係)が発動 していることを指摘できる (叶堂 2011年、40-41 頁)。九州地方の半島・島嶼のカトリック集落の特 徴は、類縁的凝集性の高さ(集落における信徒の圧 倒的な比率)と集落内外の親族関係の形成にあると いえる。そのうち類縁的凝集性の高さは、条件不利 地区における生活剥奪の状況の中で、宗教領域にと どまらず自治組織・生産活動・社会教育という広い 領域の生活の共同(いわば intentional communities) の存在に由来するといえよう(丸山82頁)。 こうした集落における類縁的凝集性の高さが、集落 外への移動一移住先の選定や移住先での就業に及ぶ 生活の共同の広がり一にまで延長し、さらに定住地 における類縁関係の制度化―教会の設立―に及ぶと 見ることができる (叶堂 2011 年 42-3 頁)。

## 宮崎開拓集落の形成と信仰の移築

本稿の目的は、こうした長崎県の半島・島嶼の意図的コミュニティ(intentional communities)のカトリック信徒が宮崎県に開拓移住して形成した宮崎市田野地区法光坊集落を事例にして、第一に、農村一農村の移動の詳細を辿ること、そして第二に、長崎県の意図的コミュニティ出身の信徒世帯の法光坊集落への定着と信仰継承および信仰を中心にしたコミュニティ形成の状況を解明することにある。

第一の田野地区への長崎の信徒の移動の詳細に関して、まず宮崎県の当時の開拓移住政策を跡づけ、農村一農村間の移動の引き寄せ側の社会的背景と誘因の内容を明らかにする。なお、送り出し側の長崎県の半島・島嶼の社会状況に関しては、別稿で言及する予定である。次に、昭和初期の第1世代の移動および連鎖的移動の状況を可能な限り跡づけ、農村一農村移動の実情から、こうした移動に関与する

諸要因を剔出していく。

第二のコミュニティ形成に関して、特筆 できるのが宮崎県への移住の2年後に集落 に教会が設立されたことである。まず、類 縁的凝集性のシンボルといえる教会設立の 経緯を辿ることで、国の開拓政策と国際的 なカトリックの信仰関係(いわば、ギデン ズの「脱埋め込み」の社会関係)のからま りの中で、信仰をベースに置く新しいコ ミュニティの形成と維持―開拓地への信仰 の移築と定着一の状況を明らかにする。次 に、法光坊集落の個々の世帯調査から、移 住世帯と出身地の長崎県との関係の形成・ 維持、集落内における親族関係性の形成等 の集落内外の社会関係の形成を内容とする 世帯レベルでのコミュニティ形成・維持の 実情を把握する。

こうした本稿の目的に沿って、まず第2 節で、大正・昭和初期の宮崎県の開拓移住 政策、第3節で、長崎県のカトリック信徒 による田野地区への開拓移住の経緯と田野 教会設立の経緯についてふれる。次に第4 節で、開拓移住期の各世帯の移動と定住に おける社会関係の発動状況と法光坊集落に おける各世帯の定着の状況および集落内外 の重複する社会関係の形成について、そし て第5章で、開拓集落の社会変化の状況に

ついて見ていく。最後に、長崎のカトリック信徒の 移動と法光坊集落の形成における社会関係(地縁関 係・血縁関係・類縁関係)の発動の態様と類縁関係 の制度化によるコミュニティ形成の志向性について 検討する。

# 2 大正・昭和初期における国・宮崎県の開拓政 策と開拓移住の状況

宮崎市田野地区(旧宮崎郡田野町)は図1のように宮崎市の西部に位置し、2006年に宮崎市に編入合併している。なお、旧田野町の人口(国勢調査)は、1970年9780人、1980年10806人、1990年11645人、2000年12321人で、合併直前の2005年11580人、合併後の2010年11023人である。宮崎市中心部とは鉄道の日豊本線、国道269号線、宮崎自

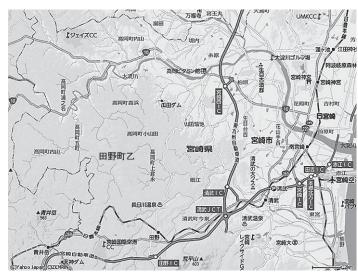


図1 宮崎市田野地区

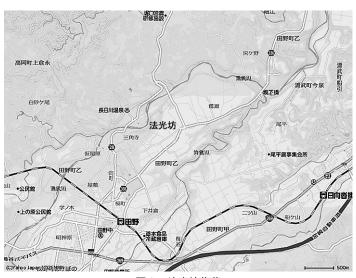


図2 法光坊集落

動車道(田野インターチェンジ)等で結ばれ、2000 年頃をピークに宮崎市の近郊として田野地区の人口 が増加し、その後、減少に転じている。

図 2 に示した法光坊集落は、田野地区の中心地区の北西部の鷺瀬原大地(海抜 140m)にある畑作中心の農業集落である。田野教会の信徒名簿によれば、信徒世帯数 45 世帯のうち法光坊集落在住世帯は 35 世帯である。住宅地図では、信徒世帯以外に 46 世帯が法光坊の居住である。辻正二の調査によれば、一世代前の 1983 年当時の世帯数は信徒世帯・信徒以外の世帯を合わせて 60 世帯である(辻 15 頁)。

なお、本稿は、後述する農林省(現農水省)の開墾地移住奨励制度・宮崎県開墾地移住奨励規程に基づき長崎県のカトリック信徒が鷺瀬原に建設した「新農村」を法光坊集落と呼称し、その誕生と形成

の過程を明らかにしていくものである。一方、長崎の信徒の入植時に鷺瀬原にすでに数世帯の農家が居住し、その後、長崎の信徒以外の来住世帯が見られる。現在の法光坊集落の集落組織はこうした地域状況に対応したもので、また一般的に呼称されている法光坊集落も広義の地域・住民層を指すものである(1)。

法光坊集落の草分けの世帯が長崎県のカトリック 集落から開拓移住して来たのは、1927(昭和2)年 である。この長崎の半島・島嶼地区の信徒の開拓移 住の経緯を辿る前に、まず『川南開拓史』(2001年) ・『宮崎県開拓史』(1981年)等により、当時の農林 省および宮崎県の開拓政策に触れることにしたい。

#### 農林省の開拓政策

明治期以降、士族授産や窮民入植等の開拓事業、企業家による大規模開墾が進められてきた。しかし、政府による本格的な開拓政策は、大正期(1919年)の開墾助成法によって実施されたといわれている。この政策は米騒動に象徴される国民の食糧危機に対応したもので、入植・開墾の当初で収入がない期間の投入資金の金利を補給するため、一定の助成金を開拓者に交付するという制度である。その後、1929(昭和4)年の開墾助成法の改正により、この利子補給の制度から事業費補助制度(事業費の10分の4以内)に改められている。この法律の実施によって、法律廃止までの23年間(1942年まで)に、11万6327町歩が開拓されている(川南町開拓史116-7頁)。

開墾助成事業実施の翌年、開墾地への入植者の招致と開墾事業の経営安定には優良な新農村の建設支援が必要という見地の開墾地移住奨励制度が農務局長から各府県知事に通達されている。農林省が移住奨励を実施する府県に奨励金を交付し、農林省と府県の協力によってこの制度が実施されている。奨励金は家屋に対して1戸当たり300円、共同建物に対しては建築費の3割で、府県の負担額は、家屋1戸当たり100円以上、共同建物に対しては建築費の1割以上を交付するものである。

この制度による 1940 年度までの国庫補助金の交付は、農林省農政局[第 16 次耕地拡張事業覧]によれば、家屋 1 万 2111 戸、共同建造物 151 棟、交付金額 280 万 6375 円である。さらに、1921(大正10)年以降、開墾地移住紹介、開墾地移住者に対す

る汽車・電車・自動車・汽船の特別扱い(運賃割引証の発行)の事業が農林省によって実施されている(川南開拓史 118-20 頁)。

#### 宮崎県の開拓政策

次に、宮崎県の開拓政策にふれよう。宮崎県は農業者の開拓移住政策の歴史が古く、明治中期以降、「日向移住案内記」「宮崎県移住案内」「移住地調査書」を全国に配布するなど、いち早く入植者の受け入れ対策を講じてきた。大正期には、毎年、県の予算(移民奨励費)を用いて四国・中国地方や九州各県に職員を派遣したり、移住成功者を郷里に派遣する等の農業移住の広報に努めてきた(川南開拓史191頁)。

開墾助成法の公布後、宮崎県は宮崎県開墾地移住 奨励規程を制定し、1924(大正 13)年、宮崎県案 内を全国に頒布するとともに、移住予定地 37ヵ所、 面積 3000 町歩に開拓移住世帯 1000 戸を誘致する宮 崎県開墾地移住者誘致計画を立案している。この宮 崎県開墾地移住者誘致計画概要には、①宮崎県が開 拓地の 2 分の 1 を買い上げて、移住者に分譲するこ とで、自作農の創設に努めること、②土地の分譲は 5 年以内据置、20 年賦とすること等が記されてい る(川南 192-194 頁)。

この宮崎県の開拓政策には、さらに自作農の創設にとどまらず新農村の建設を目的とする農林省の開墾地移住奨励制度に対応した内容が盛り込まれている。すなわち、宮崎県開墾地移住者誘致計画に、移住予定地は30町歩以上の農地と10戸以上の移住世帯によって新農村を建設し、共同的施設経営と自治的活動を促進するように県が指導援助するというものである(川南開拓史194頁)。1926(大正15)年、宮崎県開墾地移住奨励規程の一部改正では、家屋は建築費総額500円以上のものに限り1戸当たり300円、共同建造物は建築費の4割以内という補助内容である。さらに、この補助金制度は、1929(昭和4)の宮崎県開墾地移住奨励規程(告示第344号)によって手厚くされている。

この規程を通して当時の行政による新村建設の補助基準を見れば、「奨励金を家屋について建坪 20 坪以上、建築費 1000 円以上のものに限り 1 戸当たり400 円以内、共同建造物(公会堂、共同作業場、病院、神社、仏閣、飲料水設備)については建坪 20坪以上、工事費 1000 円以上のものついては 400 円

以内と改定」(川南開拓史 192 頁)という内容である。こうした規程の結果、この年の宮崎県の移住家屋地区数 107、補助家屋 428 戸、共同建造物 15 棟を数えて全国第1位になっている。また、翌年までに共同住宅数が 27 棟に達している(川南開拓史192 頁)。

#### 3 法光坊集落の形成と田野教会の設立

長崎県の半島・島嶼のカトリック集落の信徒の田野地区への開拓移住と教会の設立の時期が前節の農林省および宮崎県の開拓政策の施行時期と重なっていることから、長崎の信徒の開拓移住と法光坊集落の形成および田野教会設立に同法が関与している可能性が高い。そこで、法光坊における集落形成と教会設立の経緯を辿るにあたって、国および県の行政政策に関連づけて見ていくことにする。

## 法光坊集落の形成

田野教会に残されている『法光坊開墾創設助成一覧』(1937年)という名称の資料の中に「法光坊開墾助成創設一十周年記念執行祭に際して一」という一文が掲載されている。開拓移住の10年後に記されたこの文によれば、開拓移住の草分けは、長崎県西彼杵半島外海地区(現在長崎市外海町)の出津小教区の2家族である。「……当時宮崎県は土地の面積と人口との関係からして、県外移民を歓迎していることを知り、里脇、尾下二人は相協議して実地視察するのが最も早道なりとして、昭和元年8月初めて宮崎に来た」とある。里脇善吉、尾下権平は、宮崎県の耕地課に行って開拓移住の状況の説明を受け、移民案内に関する冊子を得て帰郷している。

二人は、田野村鷺瀬原が最も有利な条件であると考えて、その後、宮崎県に移住願いを提出する。しかし、宮崎県の回答は、「田野村は移民予定地になっているが未だ一人の移民も入れていないから児湯郡川南村に来てはどうか」というものであったという(2)。宮崎県の対応には、おそらく開墾地移住者誘致計画の「移住予定地は30町歩以上の農地と10戸以上の移住世帯」という規定が関係していると考えられる(3)。

しかし、あきらめきれない里脇善吉・尾下権平の 2人は、同年(1926年)に宮崎県を再訪して、開 拓希望地である田野村の村長に面会する。田野村長



田野地区法光坊集落

の計らいで宮崎県の技術者の同行を得て実地調査を 実施し、再度、宮崎県に田野町への開拓移住を要望 する。

こうして移住の要望が受理された二人は、出津への帰郷後、宮崎県の作成した法光坊協同施行地設計書の指示に従って開拓移住の準備を進め、1927(昭和2)年、里脇・尾下の2家族が田野に移住する<sup>(4)</sup>。2家族は、移住の翌年(1928年)から宮崎県の設計書にしたがって開墾に着手する。

なお、宮崎県が立案した設計書には、「開墾面積 ハ5町3反8畝歩ナルニョリ移民戸数4戸ヲ招致シ 開墾地ノ利用ニ遺憾ナカラシメムトス」とある。また、この開墾地となる原野は、製紙会社の所有地であったという。農林省の「開墾助成」の主な内容は次の通りである。

宮崎県宮崎郡田野村字法光坊

里脇善吉他3名共同施工代表者 里脇善吉昭和3年12月25日附出願開墾助成ノ件左記條件ニ依承認ス

農林大臣 町田忠治

記

昭和 4 年 12 月 18 日

- 一、助成金ハ昭和5年度及昭和6年度ニ於イテ之 ヲ交付ス
- 二、助成金ハ昭和5年12月31日迄ニ施行スル事業ノ為支出シタル費用ニ対シ之ヲ交付ス
- 三、昭和5年度ノ助成金ハ昭和4年12月迄ノ支 出に対シ昭和6年度ノ助成金ハ昭和5年1月 ョリ昭和5年12月迄ノ支出額ニ対シ之ヲ交 付ス

『70年のあゆみ』(田野カトリック教会 2000年)によれば、里脇家・尾下家の2家族が移住した1927(昭和2)年に、佐世保市大潟町から金松種吉家と杉山源市家の2家族が移住している。そのため、宮崎県の立案した設計書および農林省の開墾助成の内容から4戸のうちの2戸が金松家・杉原家と見ることができる。また、長崎時代から出津小教区の2家族と移住に関する連携があったことは間違いないであろう(5)。

おそらく、田野地区への開拓移住の交渉の中で、 宮崎県は4戸による開拓移住の認可の条件として、 新農村建設に必要な10戸以上の移住世帯の勧誘を 求め、草分けの2人および初期の開拓移住者は、開 拓移住の準備期および開拓後に長崎県内に赴き法光 坊集落への開拓移住を勧誘したものと思われる。

一方、大正期に田野村が立案した開拓計画(1927年完成予定)の農家数は20戸である(宮崎県開拓史10頁)。おそらく、出津の2人を歓迎した田野村長は、移住戸数20戸の村の開拓計画を前倒しで認可し、最終的に計画に基く20戸の移住を2人に求めていたのではないかと想像される。

長崎県での法光坊集落への開拓移住勧誘の旅費等は、農林省農政局の第16次耕地拡張事業覧の開墾地移住紹介・開墾地移住者に対する汽車・電車・自動車・汽船の特別扱い(運賃割引証の発行)の事業による補助によるものと思われる。また、田野教会の信徒への聞き取りで、「入植時、婚姻相手を探すために帰省した時に開拓地の情報が伝わったとかそうしたことで入植者がつづいたのではないか」という話があり、開拓移住者の勧誘と開拓移住者と出身地との交流が行政の補助金を活用したものであると見ることができよう。

『70年のあゆみ』によれば、1928(昭和3)年、 佐世保市大潟町から吉浦太郎家・安永末蔵家の2家 族が移住している。法光坊の開墾作業が一段落した 1929(昭和4)年の後半に戸村家・百田家・明松家 の3家族、1930(昭和5)年に安永大吉家・安永幸 七家・永谷家・相川家の4家族が移住している。

第3節の表1に示したように、法光坊協同施行地 設計書に基づく移住の時期(1929年まで)の移住 家族が転出家族を含めて10家族であるのは、宮崎 県との交渉に沿って開拓移住者を勧誘したことを裏 づけるものといえよう。 『法光坊開墾創設助成一覧』によれば、1930(昭和5)年に4家族が移住できたのは、同年に開拓の拡張変更願を提出して認可を受けたことによる。その結果、法光坊の開拓地は15町8反余歩に達する。さらに、1931(昭和6)年に山本家、1932(昭和7)年に永田家・尾下家、1935(昭和10)年に相川家・大水家・杉山家・赤木家・鳥瀬家の5家族が移住して、法光坊に21の信徒家族からなる宗教コミュニティが形成されるのである。

当時の集落人口は147人(男性84人、女性63人)で、1世帯平均の世帯員数は7人である。日本カリタス修道女会のシスター村岡および田野教会の信徒への聞き取りによれば、法光坊の開拓地は田野地区の中でも台地にあるため、農業用水・生活用水の確保が最大の問題という過酷な生活・生産状況にあったという。農業用水は天水、生活用水は昭和40年代に簡易水道が設置されるまで、各世帯が自力や井戸掘り業者の手で井戸を掘って水を確保するしかなかったという。

## 田野教会の設立

開拓移住の当初は、日曜日、尾下櫂平宅でミサを 行っていたという。開拓集落の信徒宅でミサを行う ことができたのは、宮崎がイタリアのサレジオ会の 司牧地であり、日豊本線を利用して、宮崎教会から チマッティ神父様、カヴォリ神父様、リビアベラ神 父が交代で来訪したことによる(70年のあゆみ7 頁)。いわば、国際的な類縁(宗教)関係が宮崎の 開拓地で発動したことで、移住地においても信仰の 維持が可能になったといえるものの、長崎出身の信 徒の希望はさらに出身地における信仰コミュニティ の再生であった。すなわち、「このような状態をい つまでも続けておくこともできず信徒達は聖堂を自 分達の手で建てたいと申し合わせ、1928年(昭和 3年)12月に建設工事に着手し、1929年(昭和4 年) 6月に立派な聖堂が完成しました」(70年のあ ゆみ7頁)と記されている。

この教会建設の時期や開拓移住の経緯を考え合わせれば、新農村の建設を目的とする農林省の開墾地移住奨励制度に対応する前出の宮崎県開墾地移住者誘致計画の共同的施設経営と自治的活動の促進指導・援助に関する宮崎県開墾地移住奨励規程・宮崎県開墾地移住奨励規程の共同建造物(公会堂、共同

表 1 1935 年までに移住した家族の状況

		70年のあ		開	所属してい	いた小教区	177	4 1, 1 1 1 1	家族以外	備考(○は、同姓が現在も集落内に居住、
	<b>※</b> 茶力	ゆみを仕 時期	無国	面積	*	兼	要の旧姓	※ 無の同行 色	の同行者	△は同
	里脇善吉家	1927			出津(外海)	黒崎(外海)	Tu	1	尾下家	○ *妻の旧姓は聞き取り調査から推測。
2	尾下権平家	1927			出津(外海)	相/浦(相/浦)	To	ı	里脇家	○ *妻の旧姓は、黒島・外海(黒崎・永田)に多い。
1	つつみ家	1927		11	1	1	-	-	1	*出津教会史に複数の「堤」姓の信徒があり。
3	金松種吉家	1927		5 町 3 及 (4 家族)	相ノ浦(相ノ浦)	浅子(相ノ浦)	U	夫婦・三男・四男 (長男・次男は残る)	ı	○ *妻の旧姓は、黒島・外海(黒崎・永田)に見られる。
4	杉山源一家	1927	法光坊協同施		相/浦(相/浦)	ı	ı	I	ı	△ *集落外・田野教会信徒 大潟(相ノ浦)出身 ○ 黒島厥地区に見られる姓である。
ಬ	吉浦太郎家	1928	行地設		相ノ浦(相ノ浦)	1	1	1	1	△ *集落外・田野教会信徒 大潟(相ノ浦)出身
9	安永未蔵家	1928	#1		黒島	1	1	夫婦と長男		○ *黒島→相ノ浦地区大潟→法光坊
7	戸村喜八家	1929			鯛之浦(上五島)	鯛之浦(上五島)		夫婦・長男・次男	I	0
∞	桃田家	1929			ı	I	_	-	ı	*出津調査では、田平の出身か? 黒島地区に多く見られる姓である。
6	明松久吉家	1929			鯛之浦(上五島)	鯛之浦(上五島)		8 兄弟の下の方が来た	明松•戸村・水田	○ *第2世代の妻が相ノ浦地区のA姓、聞き取り調査では「法光坊に親戚や同じ集落の人がいた」
10	安永大吉家	1930		15町 8 反 (13 世帯)	置置	1	0	夫婦・長男・次男・三男 (10 人兄弟中)	<u>安</u> 永家の いとこ	〇 *No.6, No.11ともに上五島福見地区から黒島根谷地区に移住した家族。
11	安永幸七家	1930			置置	1	1	夫婦・長男・次男・三男 (10 人兄弟中)	<u>安</u> 永家の いとこ	0
12	永谷家	1930			浅子(相ノ浦)	浅子(相/浦)	A	夫婦・三男・四男 (上の子供は残る) 長男・長女・次男・三男	I	○ *浅子には黒島からの移住者が多い。黒島根谷地 区出身か。
13	相川家	1930			ı	ı	1	ı	ı	*永谷家とともに佐世保市の浅子教会の所属か? 佐世保針生地区からの黒島移住者に見られる姓。
14	山本茂吉家	1931			出津(外海)	出津(外海)	Sa	夫婦と子供	1	<ul><li>○ *兄が移住していた</li></ul>
15	永田三蔵家	1932	開拓 拡張変 更顧		留置	鯛之浦(上五島)	N	一家全員。すべてを 引きは立って移住。	1	○ *黒島→宮崎市吉村→田野地区 初代は鳥瀬家の親戚か。昭和10年以降、上五島青砂ヶ浦信徒と再婚。黒島の記録では三吉、吉村には永田弥助家とともに移住。根谷地区
16	尾下家	1932			1	1	1	ı	1	0
17	相川家	1935			ı	ı	1	ı	ı	*佐世保市の浅子教会の所属か?
18	大水家	1935			1	1	_	1	1	*上五島津和崎に大水教会・大水姓あり
19	杉山家	1935			1	1	-	-	1	0
20	赤木家	1935			I	1	1	ı	ı	
21	鳥瀬行長家	1935			置	相/浦(相/浦)	M	夫婦と長女	1	○ *妻の親あるいは親族が法光坊に居住(尾下)。 聞き取り調査では1936年の移住。黒島→宮崎市内→田 野地区。黒島根谷地区。黒島での記録では 1934 年に 宮崎とある。



田野カトリック教会

作業場、病院、神社、仏閣、飲料水設備)に対する 奨励金を利用したものと見るのが妥当である。

田野教会の建設の経緯および献堂式の様子を記した手書き資料が田野教会にあり、こうした見方を裏づけている。その一部を引用すれば、

我々移住民は皆カトリック教、即ちキリスト教な ので最大の精神的慰安なる教会が無いのを感じ、宮 崎市内の天主公教会をたづね、当時の神父、チマツ チ管区長を始め其の他各神父様方も同情同意、理か い下されぜひ共教会建設の必要となり、村・県・教 会当局の熱意なる御援助を得まして土地 4 反歩を買 い入れ昭和3年12月から教会建設に我々6家族は、 元クワ畑を地ならしし、建設中にも大工、左官たち の小使をし、約半ヶ年かかつて待ぼうの教会が出来 上がり、昭和4年6月15日には、教会当局は勿論 県知事代理・田野村長・学校長・その他有志多数ご 臨席の許に献堂式を盛大に挙げ、教会を幼きテレジ ア教会と名付けたのであります。主任司祭ルチオニ 神父 この時の代表者、教会がわチマツチ神父 宮 崎教会信者代表 都成仲二、田野村長津田茂、田野 教会代表 里脇善吉

前出の宮崎県開墾地移住奨励規程には土地の購入に対する補助金は記されていないものの、手書きの資料には、約4000㎡の土地の購入に関して、「村・県・教会当局の熱意なる御援助を得まして土地……を買い入れし」とある。この土地の購入が公費によるかどうかは文面から判別できないものの、『70年のあゆみ』の写真から20坪(66㎡)以上の建坪が確認できる教会であり、宮崎県開墾地移住奨励規程の「共同建造物(公会堂、共同作業場、病院、神

社、仏閣、飲料水設備)については建坪20坪以上、 工事費1000円以上のものついては400円以内」に 該当する施設である。なお、教会の建設作業に6世 帯の家族員が従事していることも記されている。

さらに、法光坊地区には、1940(昭和15)年、サレジオ会の指導下の宮崎カリタス修道女会の最初の支部である田野修道院が設立されている。設立の経緯に関して、「田野教会の側に5反ぐらいの畑ブドー園1町を管理していた農家が急に郷里に帰ることになり、その土地を教会に譲って去って行った」(あしたに咲く182頁)と記されている。その土地の利用をサレジオ会の神父が修道女会に提案し、修道会は教会横の伝道場を仮修道院として、この土地で農業に従事する。さらに、開墾をあきらめた1軒の農家の家を購入して修道院にしている(6)。戦時中(1941年)、宮崎市のカリタスの園の分院(乳児の収容)が設立され、田野修道院は分院に統合されている(1947年に分院は閉鎖)。

#### 4 信徒の定住とイエの拡大

ここまで長崎の半島・島嶼のカトリック集落の信徒による法光坊集落の形成と教会の設立の経緯をいわば集合的な視点で跡づけてきた。次に、集落の各世帯に視点を落として、長崎県出身の信徒家族が法光坊集落に定住し、家族が世代を重ねていく状況を明らかにしていきたい(7)。

# 昭和初期(1927年~35年)の移動における社会 関係の発動

表1には、法光坊協同施行地設計書に基づく最初の10家族を含む入植以後の8年間に移住した22家族の移動・定住の状況が示されている。このうち法



田野カトリック教会の信徒

光坊協同施行地設計書に基づく移住家族である最初の10家族(No.1 ~ No.9 およびNo.外)を見ると、出津小教区の草分けの2家族のうちNo.2 の妻が佐世保市相ノ浦地区の出身で、No.3、No.4、No.5 と同じ小教区であり、No.2 の妻とNo.3、No.4、No.5 の間に少なくとも地縁関係が指摘できよう。

また、No.6が黒島から法光坊集落への移動の間に相ノ浦地区に居住していること、夫の兄弟のNo.10の妻の旧姓がNo.2と同姓であることから、No.2と親族関係が推測でき、少なくとも地縁関係が指摘できよう。加えて、No.外の場合、No.1の妻の旧姓と同姓であり、No.1との親族関係が推測できよう。

さらに、No.7、No.9の家族に関 して、聞き取り調査における「法 光坊に親戚や同じ集落の人がい た」というNo.9の第3世代の発言 および第2世代の婚姻(1929年) の相手が浅子教会でNo.13・No.17 と同姓であることから、妻が浅子 教会のNo.3と親族関係にあるこ と、また、同じ集落の人が同年に 移住のNo.7であることが推測でき よう。なお、No.8に関して田野教 会での聞き取り調査では情報を得 ることができなかったものの、長 崎県の出津教会における聞き取り 調査では、田平教会の出身者では ないかということであった(8)。

表2は、1927(昭和2)年に移住した草分けの2家族と1927年~1929年の間に移住した8家族に関して、10家族間の親族関係・地縁関係・類縁(宗教)関係を示したものである。この表から、すべての家族が類縁関係で結ばれていること、その上で7家族がNo.1・No.2の家族(妻の出身小教区を含む)と地縁関係で結ばれていることが推定できる。また、No.3とNo.9が類縁関係・親族関係にあると推定でき

表 2 10 家族の間の社会関係

	家族名	70年のあゆみ 移住時期	親族関係 (推定を含む)	地縁関係 (推定を含む)	類縁関係
1	里脇善吉家	1927	-	No. 2	0
2	尾下権平家	1927	-	No. 1	0
-	つつみ家	1927	No. 1	No. 1 • 2	0
3	金松種吉家	1927	No. 7	No. 2	0
4	杉山源一家	1927	_	No. 2	0
5	吉浦太郎家	1928	-	No. 2	0
6	安永末蔵家	1928	No. 2	No. 2	0
7	戸村喜八家	1929	-	No. 9	0
8	桃田家	1929	-	-	0
9	明松久吉家	1929	No. 3	No. 7	0

表 3 1930年~35年に移住した12家族

	家族名	70年のあゆみ 移住時期	親族関係 (推定を含む)	地縁親族関係 (推定を含む)	類縁関係
10	安永大吉家	1930	No. 2 · No. 6	No. 2 · No. 6	0
11	安永幸七家	1930	No. 2 · No. 6	No. 2 · No. 6	0
12	永谷家	1930	No. 9 · No.13	No. 6 · No. 7 · No. 9 · No.10 · No.11 · No.13 · No.17	0
13	相川家	1930	No. 9 · No.12 · No.17	No. 6 · No. 7 · No. 9 · No.10 · No.11 · No.17	0
14	山本茂吉家	1931	No. 1 • No	No. 1 · No. 2	0
15	永田三蔵家	1932	No.21	No. 3 · No. 4 · No. 5	0
16	尾下家	1932	No. 2 · No. 6 · No.10 · No.11	No. 1 · No. 2	0
17	相川家	1935	No. 9 · No.12 · No.13	No. 6 · No.7 · No. 9 · No.10 · No.11 · No.12	0
18	大水家	1935	-	-	0
19	杉山家	1935	-	-	0
20	赤木家	1935	-	-	0
21	鳥瀬家	1935	No. 2 · No.15 ·	No. 6	0

ること、さらにNo.9 はNo.7 と類縁関係・地縁関係で結ばれていることが分かる。

以上、草分けの2家族の開拓移住後の2年間の田野地区への開拓移住において長崎における類縁関係・地縁関係、さらに何家族かは親族関係が重複する強い社会関係が発動していることが指摘できよう。

次に、1930 (昭和5)年~1935 (昭和10)年に移住した12家族の社会関係を示したのが表3である。 この表から、社会関係が判明した全家族が類縁関係 で結ばれているだけでなく、草分けのNo.1・No.2とNo.10・No.11・No.14・No.16・No.21 が親族関係・地縁関係でも結ばれ、また、草分けの家族以外の初期の家族とNo.12・No.13・No.15・No.17 が親族関係・地縁関係で結ばれていることが分かる。

以上、1930年~1935年の法光坊集落への移住で も、草分けの家族あるいは1929年までの移住家族 との間に類縁関係・親族関係・地縁関係の三重の社 会関係が存在し、強固な社会関係を通して、長崎県 の信徒家族の田野地区の台地への開拓集住が促進・ 連鎖し、わずか数年のうちに20家族からなる新農 村が形成されたと見ることができよう(9)。

#### 第2世代・第3世代の定住とイエの拡大

長崎から開拓移住して来た家族の多くが法光坊集落に定住するとともに各家族ではイエが次代に継承されたり、分家が創出されていく(10)。表4は、1935年までに移住した21家族の第2世代を示したものである。なお、第2世代には、親世代とともに開拓移住した子ども世代を含めている。

まず、法光坊に移住した各家族の第2世代の状況を見ていきたい。第2世代へのイエの継承時期が判明しているのは6家族である。開拓移住期2家族、戦後期1家族、昭和30~40年代3家族で、移住時期の家族段階や次世代の家族形成の時期等のためか継承時期の幅が広い。また、イエの継承者の兄弟順・性別等が判明しているのは13家族である。長男9家族、長男以外の男子3家族、女子1家族で、長男相続が3分の2である(11)。

また、イエの継承者以外の第2世代のうち法光坊 集落に17人の居住が判明している。その性別は、 男性9人、女性8人である。8人の女性のうちの2 人は他のイエの継承者との婚姻による集落居住であ り、残りの第2世代(15人)の間にも婚姻関係が 存在している。イエの継承者や配偶者をのぞき法光 坊集落において第2世代の分家が創出されていると 判明できるのは、13人(世帯)に及ぶ(12)。

さらに第2世代の婚姻関係を詳しく見ていくことにしたい。親世代とともに法光坊に移住した時すでに配偶者のいた子ども世代を含めて、イエの継承者のうち配偶者の出身地が判明しているのは、11家族である。内訳は、長崎の出身者が6家族、法光坊集落に居住する家族員が5家族である。

前者に関して、田野教会における聞き取り調査に

よって、№ 1・№ 14が出身地の長崎と婚姻関係を 形成する傾向にあることが分かった。他には、相ノ 浦地区出身の№ 3がその出身地区、上五島地区出身 の№ 9の配偶者は相ノ浦地区で旧姓が№ 13の同姓 者、黒島→相ノ浦地区出身の№ 10の配偶者は下五 島地区出身者、同じく黒島出身(黒島の前は上五 島)の№ 15の配偶者は第1世代の妻の出身地であ る上五島地区の出身者である。

イエの継承者以外で法光坊に居住する第2世代の中で、集落外出身の配偶者の存在が確認できるのは、3人である。そのうちNo.7の配偶者は、同郷の上五島地区出身者である。No.4の配偶者は、長崎の信徒に多い姓から同郷者であることと推測され、No.1の配偶者も聞き取り調査から長崎県の出身者であると推測される。

一方、後者に関して、イェの継承者のうち5人の配偶者は、法光坊集落に居住する家族の一員である。加えて、イェの継承者以外で法光坊に居住している第2世代のうち5人の配偶者が、集落の家族の一員と確認できる。

すなわち、法光坊集落への定着後、こうした婚姻によって集落内で親族関係が形成されたのは、No.2 とNo.9、No.4 とNo.21、No.6 とNo.15、No.7 とNo.12、No.9 とNo.13、No.12 とNo.9 、No.14 とNo.15 、No.21 とNo.2 (ただし、No.2 は第 3 世代)である。開拓移住以前に長崎県で形成されていた家族間の親族関係に加えて、法光坊集落において、さらに第 2 世代の婚姻関係を通して、No.2 ・No.4 ・No.6 ・No.7 ・No.9 ・No.12 ・No.13 ・No.15 ・No.21 の 9 家族の間に親族関係が形成されている。

以上、1935年までに移住した家族の多くが法光 坊集落に定住し、幅広い期間の中で第1世代から第 2世代にイエが継承されているとともに、非常に多 くの分家が創出されている状況が判明した。そし て、この分家の創出において法光坊集落の特徴とい えるのが、女性の分家が多く創出されていることで ある。

また、第2世代の配偶者の出身地に関して、開拓 移住者の郷里の長崎県と法光坊集落の家族の一員が 共存していることが判明した。前者の場合、配偶者 の出身地は開拓移住家族の出身地区に限定されず、 長崎県内の他地区も含まれている。また、後者の場 合、集落内の婚姻によって多くの開拓移住の家族の

表4 第2世代

					K			1/444	- 大学社会日本	7	
	家族名	イエの継承時期	イエの継承者	表 (配偶者) の出身地	妻(配偶者) の旧所属教会	妻 (配偶者) の旧姓	1	2	яньэлгэ 3~	1	EH → 0.123
	里脇善吉家	1	長男	大村市	ı	ı	次男	1	1	ı	I
2	尾下権平家	開拓移住期	長男	法光坊	4田	No.9	1	ı	1	ı	1
က	金松種吉家	戦後期	長男以外 の男子	相ノ浦	未信者	ı	I	ı	ı	長崎に残る	長崎に残る
4	杉山源一家	ı	長男	法光坊	<b>編</b> 田	No.21	女子: 夫丁	ı	1	1	1
5	吉浦太郎家	ı	ı	1	ı	ı	1	ı	1	ı	1
9	安永末蔵家	ı	女子	法光坊	届田	No.15	ı	ı	ı	宮崎市内	宮崎市内•宮崎市内
	戸村喜八家	1	長男	1	ı	ı	次男:妻は No.12	三男:妻は上 五島冷水教会	次女	長女:シス ター	四男:名古屋、三女: 名古屋、四女:熊本
$\infty$	桃田家	1	ı	1	1	1	ı	1	1	I	1
6	明松久吉家	開拓移住期	長男	相ノ浦	浅子	No.13 と同姓	ı	ı	ı	I	ı
10	安永大吉家	ı	長男以外 の男子	下五島	水ノ浦?	S	I	ı	ı	ı	I
Ξ	安永幸七家	ı	長男	ı	ı	ı	次男				
12	永谷家	昭和30~40 年代	長男	法光坊	<b></b> 田	No. 9	長女:夫が No.7	五男	六男	宮崎教会	水巻教会
13	相川家	1	ı	1	ı	1	1	1	_	ı	1
14	山本茂吉家	昭和30~40 年代	長男以外 の男子	典田	東田	Y	長女:夫が No.15	次女:夫A	-	長男:山梨	次男:ブラジル
15	水田三蔵家	昭和30~40 代	長男	上五島	青砂ヶ浦	ı	次男	三男:1957年 に上五島から 移住	長男・次男・三男を含めて6人 居住。うち女性2人は W 姓、 No 6 と婚姻		
16	尾下家	-	_	_	-	-	1	1	_	-	-
17	相川家	_	_	_	-	-	ı	1	_	1	_
18	大水家	ı	ı	ı	ı	ı	ı	1	_	ı	-
19	杉山家	ı	ı	ı	ı	ı	I	ı	-	I	ı
20	赤木家	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	-	ı	1
21	鳥瀬家	1	長男	法光坊	<b>猛</b> 田	No. 4	長女:夫が No.2		-	宮崎教会	シスター・シスター

間に新たな親族関係が形成されている状況が明らかになった。

次に、第3世代の状況について見ていくことにしたい。表5は、1935年までに移住した21家族のうち第2世代・第3世代の状況が把握できた14家族の状況を表示したものである。まず第2世代・第3世代を経た現在の光坊集落への定住状況を見ていきたい。

草分けの家族のNo.1 は 2 世帯、No.2 は 2 世帯で合せて 4 世帯に増加し、草分けの 2 家族と同じ年に移住したNo.3 は 3 世帯(うち集落外 1 世帯)、No.4 は 3 世帯(うち集落外 1 世帯)に増加し、合せて 6 世帯(うち集落外 2 世帯)になっている $^{(13)}$ 。すなわち、 1927 年に移住した 5 家族(流出家族を含む)は、現在、10 世帯に増加している。

翌年の1928年に移住したNo.5は1世帯(うち集落外1世帯)・No.6は1世帯で、現在の世帯数は移住期の2世帯と同数である。

3年目の1929年に移住したNo.7(5世帯)・No.9 (3世帯)は8世帯に増加している。この年に移住 した3家族(No.8を含む)は、現在、8世帯になっ ている。

1930年に移住したNo.10は3世帯、No.11は2世帯、No.12は3世帯に増加して、この年に移住した4家族(No.13を含む)は、現在、8世帯になっている。

また 1931 年に移住したNo.14 は、現在、2 世帯に増加している。さらに 1932 年に移住したNo.15 は 10 世帯 (うち集落外 2 世帯) に増加していて、この年に移住した 2 家族は、現在、10 世帯になっている。その一方、1935 年に移住した 5 家族は、現在、No.21 の 1 世帯に減少している。

現在の信徒名簿において確認できる 1935 年までに移住した家族の本・分家は、41 世帯である。そのうち 1927 年~31 年の間の移住家族は、概ね、世帯数が倍増しているといえよう。 1932 年の移住家族の分家が大幅に増加している一方で、1935 年に移住した家族はその後の流出等によって大きく減少している。

次に、第3世代のイエの継承者の兄弟順・性別に関して、いわゆる本家筋の家族で継承者が判明しているのが5家族で、すべてが長男である。ちなみに第2世代に創出された分家でイエの継承者が判明し

ている3家族もすべてが長男である。しかし、第2世代に創出された女性の分家で代替わりがなされていないこと、第3世代も男性・女性の分家が集落内に多く創出されている状況を考えれば、イエの継承に関して法光坊集落において長男相続・傍流他出という状況に転じたと見ることはできない。

さらに、第3世代の婚姻関係を見ていこう。10家族の第3世代で、配偶者の出身地が確認できる。そのうち法光坊集落の家族員は5家族、長崎出身者は3家族である。長崎の出身のうちNo.2①の配偶者は第1世代とともに田野に移住しているため実質は法光坊集落の家族の一員といえる。そのため、第3世代では、法光坊集落内の婚姻関係がかなり広がっている状況が分かる。第3世代の集落内の婚姻関係は、No.2①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.4①とNo.21の家族、No.40とNo.20で形成されている。

すなわち、第 2 世代までに形成されている家族間の親族関係に加えて、法光坊集落における第 3 世代の婚姻関係を通して、No.  $4 \cdot \text{No.}\ 7 \cdot \text{No.}\ 9 \cdot \text{No.}12 \cdot \text{No.}$   $15 \cdot \text{No.}21$  の 6 家族の間に親族関係が形成されている。

また、第2世代と同様に第3世代においても長崎県出身の配偶者がいることとともに、長崎県と同様にカトリック信徒が多く、宮崎県への移住者が多い奄美大島出身の配偶者が加わっていることも興味深い(14)。さらに、第2世代と同様に、第3世代のイエの継承者の配偶者の中に未信者(婚姻前)が現われている。未信者との婚姻の傾向は、集落内外の女性の分家の姓が別姓になっているものの田野教会の信徒名簿の世帯代表者名が女性の名前というケースからも窺うことができる。

以上、長崎県から開拓移住した多くの家族が法光坊集落に定住し、その後、2世代・第3世代を経て現在に至るまでに多数の分家を創出し、世帯数が倍増した状況が明らかになった。とりわけ第2世代と同様に第3世代でも、女性の分家が多く創出されているのが特徴である。

また、法光坊集落内の家族間に婚姻関係が数多く存在し、第3世代においてさらに多くの家族の間に親族関係が発生している状況が明らかになった。同時に、従来の集落内の家族や長崎県出身者以外の配

表 5 第 2 ・ 3 ・ 4 世帯

	家族名	第 2 世代	第3世代	現在	教会班	世帯数
		①長男	長男	第3世代	2班	
1	里脇善吉家	②次男	-	第2世代妻	2班	2
			長男	第4世代	2 班	
2	尾下権平家	①長男	②長女	-	2 班	2
			①次男	次男	5 班	
	A Later Links	三男	②次男の妻の母		4班	
3	金松種吉家		③三男	第3世代	6 班	3
		四男	-	-	-	
		EH	-	①第2世代	6 班	
4	杉山源一家	長男	②長女(別性)	第3世代	5 班	3
		③妹(別性)	-	第2世代夫	5 班	
5	吉浦太郎家	-	-	男	6 班	1
6	安永末蔵家	三女	-	第2世代	4 班	1
		①長男	長男	第4世代	1班	
		②次男	長男	第3世代	1班	
7	戸村喜八家	三男	③長男	第3世代	1班	5
		二为	④長女(別性)	第3世代夫	1班	
		⑤次女	-	-	1班	
		H (0 1 H )	①長男	第3世代•第4世代	5 班	
9	明松久吉家	男(8人兄弟の下)	②長女(別性)	-	-	3 (現在 2 )
			③三男	第3世代	5 班	(9611. 4)
			現在、第2世代は	①か②と同居?	-	
10 安永大吉家		   六男	①長女(別性)	第3世代	4 班	3
10	女水八百豕	八男	②次女(別性)	第3世代	4 班	3
			③三女(別性)	第3世代	3 班	
11	安永幸七家	①長男	_	第2世代	1班	2
11	女小平 13	②次男	-	第2世代	4 班	2
		①長男	-	第2世代	3 班	
12	永谷家	②五男	-	第2世代	3 班	3
		③六男		第2世代	2 班	
14	山本茂吉家	①第9子	-	妙子 (妻)	2 班	2
14	四年戊日豕	②次女(別性)		第2世代	3 班	4
			-	①第2世代	5 班	
			②長男(死去)	第3世代	3 班	
			③次男	第3世代	3 班	
		長男	④三男	第3世代	3 班	
15	永田三蔵家		⑤長女(別性)	第3世代	3 班	10
10	/八口 — 服分		⑥次女(別性)	第3世代	5 班	10
			⑦三女(別性)?	第3世代?	5 班	
			⑧長男	第3世代	5 班	
		三男	長女	⑨第4世代(長男)	6 班	
			IX.X	⑩第4世代(長女・別性)	6 班	
21	鳥瀬家	長男	長男	第2世代	4 班	1

偶者が増加していること、とりわけ未信者との婚姻 が増加していることが新しい傾向といえよう。

# 5 法光坊集落の社会変化―分家創出の背景

すでに見たように、法光坊集落のカトリック信徒 家族の特徴は、世代を重ねる中でそれぞれの家族に 分家が創出され世帯数が倍増していることである。 通常、農業集落において分家が創出される場合、本 家の耕地面積の拡大や集落単位の新しい農地の開拓 という背景が見られる。法光坊集落における分家創 出の背景を探ることにしたい。

#### 集落の営農規模

1937年の『法光坊開墾創設助成一覧』に、当時の農業生産の状況が記されている。その内容は、耕地面積は約60町歩、作目別の生産高は、切干大根

1200 俵 (価格 6720 円)、陸稲 960 俵 (価格 5376 円)、小麦 288 俵価格 (2304 円)、菜種 192 俵 (価格 1728 円)、甘藷 960 貫 (価格 8640 円) 他 で合計生産高は 26768 円、というものである。

当時の農地および農家数に関し て、大正期の田野村の開拓計画 (1927年完成予定)には、農地面積 約60町歩 (そのうち畑40町歩)、 農家数20戸とある(宮崎県開拓史 10頁)。また、田野村との約束に基 づくと思われるが、新たに開拓移住 者が勧誘された結果、1937年、長 崎県からの信徒世帯が24世帯に増 加している。この時期に入植した長 崎県外からの開拓移住の家族が2家 族いる。おそらく法光坊協同施行地 設計書(開拓の拡張変更願)に伴う 移住ではないかと考えられる。ま た、この時期に入植後に流出した家 族もあったと思われる。

とはいえ、仮にこの 26 世帯で 40 町歩の農地を割った場合、1 世帯平 均約 1.5 町歩になる。宮崎県の法光 坊協同施行地設計書に基づく開拓時 の農地が 5 町 3 反 (4 家族)、1930 年の農地が15町8反余歩(13家族)で、これらの時期の農地は1世帯平均1.2~1.3町歩で、拡張変更願いによって新規の開拓移住者の入植とともに、法光坊集落の既存の農家の農地も、若干、拡大したと思われる。

#### 新農村と法光坊集落

表6は、1980年代に辻が実施した世帯調査の結果を利用して、開拓移住当時の長崎の信徒と他の住民の居住状況を推定したものである。現在に至るまでの間に流出した家族等もあって明確な推定はできないものの、法光坊協同施行地設計書に基づいて移住した家族は、まず、草分けのNo.1・No.2が居住したのが図3の県道沿いにある集落組織3班の南側で、大正期にすでに、県道北側に愛知県出身の2家族・福岡県出身の1家族が居住していたと思われる(15)。また、草分けの家族と同時期のNo.3が居住したのが

表 6 長崎の信徒および他の住民の居住地

20 1					
集落班	家族	家族名	70年のあゆ	長崎県	出身家族以外
末俗班	番号	<b>小</b> 次位	み移住時期	出身地	移住時期
	15	永田三蔵家	1932	愛媛	明治・大正期
	21	鳥瀬家	1935		
1	3	金松種吉家	1927	<b>*</b> 15~10	の家族は
	6	安永末蔵家	1928	黒島・泊	<b>浅子地区</b>
	10	安永大吉家	1930		
2	12	永谷家	1930	香川県	明治 40 年
2	14	八 八 分 不	1990	宮崎市	昭和(戦前期)
3	1	里脇善吉家	1927	愛媛県	1925 年
	2	尾下権平家	1927	愛知県	大正期
	14	山本茂吉家	1931	愛知県	大正期
	<b>%</b> 1 ~	~14 の家族は外海地区		福岡県	大正期
4	9	明松久吉家	1929	宮崎市	大正期
4	5	吉浦太郎家	1928	宮崎市	1932
5	7	戸村喜八家	1929		
) 	11	安永幸七家	1930		

	8	桃田家	1929
	4	杉山源一家	1927
	13	相川家	1930
不明	16	尾下家	1932
小明	17	相川家	1935
	18	大水家	1935
	19	杉山家	1935
	20	赤木家	1935

注:辻(1988年)の表の内容を一部利用して作成。

県道から北に入った集落組織1班で、同じ班の西側に明治・大正期に愛媛県出身の1家族が居住住していたと思われる。1928年のNo.5と1929年のNo.9の家族が居住したのが、集落東側の県道を挟んだ集落組織4班の県道北側で、同じ班の県道南側に大正期に宮崎市内から1家族がすでに開拓移住し、1家族がNo.5・No.9の移住の後に宮崎市内から移住している。

法光坊協同施行地設計書あるいは開拓の拡張変更願に基づく移住家族に関して、1930年のNo.12の家族が集落組織の1班と3班の間の2班に居住している。ここには、明治期、すでに香川県から1家族、昭和の戦前期に宮崎市内から1家族が移住し

ている。1929年のNo.7と 1930年のNo.11の家族が居住したのが集落の南側の5班で、ここには長崎出身者以外の家族はいない。

おそらく、図3の実線のように、法光坊協同施行地設計書あるいは開拓の拡張変更願に基づく長崎のカトリック信徒の「新農村」は、まず現在の法光坊集落の西側に県道を挟んで現在の集落組織の1班・3班・4班が「U」の字を形づくる開拓地からなり、次に、図3の点線のように、拡張変更願いに基づいて4班の西側の2班および集落の南側の5班の開拓地が加わったと推測できる。ただし、流出した長崎の信徒家族および長崎以外の住民の農地の購入等のよる移住があると思われ、実際には、新農村の範域は多少異なる可能性もあろう。

なお、長崎の信徒の開拓移住当時の状況に関する間き取り調査では、「畑は原野でした。家はなく人の家を借りて住んでいました。当時は家が点々としていましたので、現在とは全然違います」とすでに開拓移住家族の流出と跡地への転入があったこと、「話では、法光坊に早く移住してきた方々は意外と良い農地や家を建てる場所を見つけられたようです。今の農地はほとんどジャングルみたいな山林だったようです」と入植時期で生産・居住条件に差があった状況が語られている。

#### 法光坊集落における分家創出の要因

ところで、戦前期の1家族平均約1.5町歩の法光 坊集落の農地は、第二次世界大戦後の農地改革に よって各世帯で若干の増減はあったと思われるもの



図3 法光坊集落の各地区

の、戦後期、新たな農地が開拓されたという記録はない。そのため、法光坊集落における分家の創出は、農地の拡大とは別の要因によるものと考えられる。

表7は、1935年までに法光坊集落に開拓移住した家族のうち現在も居住している14家族の職業状況の世代間の変化を農業と農業外に区分して示したものである。14家族を含む21家族は開拓移住であるため、第1世代の全家族の職業は、当然、農業である。第2世代になると、判明分に関して、第2世代で農業従事の世帯が増加している家族は3家族あり、農業従事の分家が存在することが確認できる。しかし、第2世代において本分家ともに農業外の職業についた2家族を含めて農業以外の職業についた世帯が4家族現われていることが分かる。

こうした状況を明確にしたものが表8である。すなわち、開拓移住した家族の間で、第2世代も引き続き農業に従事する世帯がある家族および第2世代で農業から離脱したり農業以外の世帯が生じている家族に分化している状況が明らかである。このうち前者に関しては、農業経営が可能な耕地面積を家の継承者と分家がともに相続あるいは取得・借地しているケースであり、後者の場合は、小規模の農地を分与されたり、農地が子供に均等に分配されたことで、非農家あるいは兼業農家に転じたケースと推定される。後者のケースにについて、辻の聞き取り調査によって離農の理由が明らかされたものが表9である。分家のために耕地面積が少ないこと、均等の

# 開拓集落の形成と信仰の移築

## 表 7 分家の創出と就労状況

	7 万象砂刷田飞舰	75 15 1150						T	
	家族名	職業	第2世代		第3世代		現在		
1	田助学士学	農業	①長男	農業	長男	-	第3世代	-	
1	里脇善吉家	長兼	②次男分家	非農業	-	-	第2世代妻	-	
2	尾下権平家	農業	①長男	農業	長男	-	第4世代	-	
	<b>毛</b> 下惟干豕	長来	①女 <u>为</u>	辰耒	②長女		-		
					①次男	-	次男	農業外	
3	金松種吉家	農業	三男	農業	②次男の妻の母			_	
0	並松悝口多	長未			③三男	-	第3世代	_	
			四男		-	-	-	-	
			長男	非農業	-	-	①第2世代	農業外	
4	杉山源一家	農業	区力	か反系	②長女(別性)	-	第3世代	-	
			③妹(別性)	_	-	-	第2世代夫	_	
5	吉浦太郎家	農業	_	-	_	-	男	-	
6	安永末蔵家	農業	三女	-	-	-	第2世代	-	
			①長男		長男		第4世代	-	
			②次男	農業	長男	農業外	第3世代	農業外	
7	戸村喜八家	農業	三男	農業	③長男	農業	第3世代	農業	
			<del>二为</del> 	辰未	④長女(別性)	非農業	第3世代夫	非農業	
			⑤次女		-		-		
			男(8人兄弟		①長男	農業	第 3 世代 • 第 4 世代	農業	
9	明松久吉家	農業	の下)	農業	②長女(別性)	-	-	-	
				③三男	-	第3世代	-		
				現在、第2世代	  は①か②と	· 司居?	非農業		
10	10 安永大吉家	安永大吉家農	申 が		-1는 따라 개선	①長女(別性)	-	第3世代	-
10			女水八日家	農業	六男	非農業	②次女(別性)	-	第3世代
					③三女(別性)	-	第3世代	-	
11	安永幸七家	审 祉	①長男	-	-	-	第2世代	-	
11	女水辛七豕	農業	②次男	-	-	-	第2世代	-	
			①長男	-	-	-	第2世代	-	
12	永谷家	農業	②五男	農業	-	農業外	第2世代	農業	
			③六男	農業	-	-	第2世代	農業	
1.4	山木本士安	曲架	①第9子		-		妙子 (妻)		
14	山本茂吉家	農業	②次女(別性)	農業外	-	-	第2世代	農業外	
					-	-	①第2世代	-	
					②長男(死去)	-	第3世代	-	
		長男			③次男	農業外	第3世代	農業外	
				長男	④三男	-	第3世代	-	
			農業	⑤長女(別性)	-	第3世代	-		
	S				⑥次女(別性)	-	第3世代	-	
15	永田三蔵家	農業			⑦三女 (別性)?	-	第3世代?	-	
					⑧長男	-	第3世代	-	
			三男	農業		-	⑨第 4 世代 (長男)	-	
					長女	_	⑩第4世代 (長女・別性)	_	
21	鳥瀬家	農業	長男	農業	長男	兼業	第2世代	兼業	
	*****	1	1	1	1	1	1	1	

表8 第2世代の職業状況

No.	農業	農業外	不明
1	1	1	_
2	1	_	_
3	1		1
4		1	1
5	_	_	_
6	_	_	_
7	2		1
9	1	_	_
10	1	_	_
11		2	_
12	2	_	1
14	1	1	_
15	2	_	_
21	1		
合計	13	5	4

注:No.14 はその後、一時移動、 農業外

相続で本分家ともに耕地面積が少ないこと、労働力が不足していること等で貸付地や売却した ことが理由にあげられている。

表 10 で示しているのは、1980 年と現在の就 農の状況である。兼業等があるために明確に示 すことはできないものの、集落の世帯の離農傾 向・非農家化が世代とともに進行している状況 が確認できよう。

こうした非農家の分家の創出や本家の離農傾 向は、次節で述べるカトリック信仰の維持と関 係していると思われる一方で、田野地区をとり 巻く地域状況の変化にも大きく影響されている ように思われる。すなわち、従来の鉄道交通 (日豊本線) に加えて、自動車交通の普及に対 応して、国道 269 号線、宮崎自動車道(田野イ ンターチェンジ) 等で結ばれた宮崎市中心地と の交通状況が良好になったことである。また、 隣接する清武地区が、電子部品等の製造業の工 業団地やハイテクバーク、さらに3大学・短大 の立地する学園都市として整備されていくにつ れて、田野地区もしだいに宮崎中心部の郊外、 清武地区の通勤圏に位置づけられるようにな り、第2節でふれたように、新住民が増加して きたことである。 辻の調査で 1970 年代~80 年 代半ばの間に法光坊集落に8家族の新住民世帯 が居住していることが、こうした傾向を裏づけ

表 9 離農の理由 (1980年代の辻調査から)

<b>AX</b> 9	PARTIZE UD AT	田(1900年17の延嗣国から)
家族 番号	1980年代 の世帯主 の職業	離農の理由
١,	農業	分家 (0.2ha)。男手がない。
1	会社員	1970 年代から貸付地
2	農業	本家 (0.2ha)。女一人だから、1970代から町外
	無職	の人に貸してている。
3	農業	_
5	農業	_
	農業	
	農業	(1 th (0 01 )
7	左官	分家(0.8ha)。一人ではできない。1970年代か     ら離農。
	無職	り同性がある
	無職	
	無職	+ 字 /1 01 )
9	農業	本家(1.2ha)。隠居し、長男と娘に貸している。
10	公務員	本家(0.1ha)。父が約2.5haの土地を均分。兼業
	公務員	(0.5ha) をしていたが、売却。分家(0.6ha)。仕 事を持つ。1970 年から貸付地にしている。分家
11	公務員	(1.8ha)。1960 年代まで兼業。現在は貸している。
	農業	_
12	農業	_
	会社員	_
1.4	農業	_
14	会社員	_
	大工	
	大工	
	無職	
	塗装業	本家 (0.5ha)。単身と高齢。1980 年代から貸し
15	無職	ている。分家(0.2ha)。男手がない。1970年代     から貸付地。分家(0.3ha)。仕事があり、妻の
	無職	労働過重。1970年代から貸付地。
	農業	
	農業	
	無職	
21	農業	_

出典:辻(1988年)の表より抜粋して作成。

表10 1980 年代と 2010 年代の就農状況

2010	1900 -	+1\C 20	10 4160	が成長が	L		
		1980			現	在	
No.	農業	農業外	無職	農業	農業外	無職	不明
1	1	1	_	_	_	_	2
2	1	_	1	_	_	_	2
3	1	_	_	_	1	_	2
4	_	_	_	_	1	_	1
5	1	_	_	_	_	_	_
7	2	1	2	1	2	_	2
9	1	_	1	1	_	_	2
10	_	2	_	_	_	_	3
11	_	1	_	_	_	_	2
12	2	1	_	2	_	_	1
14	1	1	_	_	_	_	1
15	2	3	4	_	1	_	8
21	1		_	1		_	_
合計	13	10	8	5	5	_	26

注:辻(1988年)の表の状況と比較したものである。

ている。

#### 6 法光坊集落における集落社会と信仰の維持

宮崎市田野町の法光坊集落は、1927年の長崎県の半島・島嶼地域出身のカトリック信徒の開拓移住後、開拓移住した家族の多くが集落内・外にとどまるとともに第2世代以降も世帯(分家)を増加させている集落である。最後に、この法光坊集落の地域社会および信仰の移築(維持)の特徴を整理したい。

まず、長崎のカトリック信徒による宮崎市田野地 区への開拓移住と法光坊集落の形成の特徴を明らか にしよう。

第一に、長崎の信徒の開拓移動の特徴は、田野地区への開拓移住以前に形成されていた社会関係(類縁関係・地縁関係・親族関係)が発動していることである。開拓移住した家族の間に、長崎で所属していた小教区の教会共同体や長崎の各地区の信徒同士、先住の家族との親族関係、配偶者を介した親族関係や地縁関係、という多重の関係性が存在していることである。とはいえ、こうした社会関係の重複は、他のカトリック信徒の移動による集住地一福岡市の茶山小教区・鹿児島市の鴨池小教区一でも見られる特徴である。

第二に、法光坊集落の形成で特徴的なのが、当時の国・県の政策である開墾助成法および宮崎県開墾地移住奨励規程による開拓移住という点である。行政施策による開拓であることで、移住家族の初期投資の負担が抑えられたこと、宮崎県および田野村の開拓計画にしたがって一定数の開拓家族数の確保が求められたことで、長崎の信徒の開拓移住・集住が連鎖・促進されたと見ることができる。

次に、法光坊集落の社会および移動家族による信仰の移築(維持)の社会的特徴を明らかにしよう。

第一に、世代を重ねる中で、各家族の世帯数が大きく増加していることである。長崎の信徒の法光坊集落への定着の特徴は、1935年までに移住してきた家族の多くが現在に至るまで法光坊集落に定住しているだけでなく、各家族の第2世代・第3世代に、女性の分家を含めて非常に多くの分家が創出されていることである。こうした分家の多くが非農家であり、このように分家が創出されていることの背

景には、法光坊集落が宮崎市中心部および清武地区 の郊外化・通勤圏となっていることが関係している といえよう。

第二に、法光坊集落に長崎の信徒家族が定住後、 集落内の各家族間に新たな親族関係が追加されたことは、集落社会の維持に関わる大きな特徴である。 第2世代の婚姻において出身地の長崎県からの配偶 者と法光坊集落内の配偶者が共存していた状況を経 て、第3世代の婚姻において、集落内の配偶者が増 加していく。その結果、集落の多くの家族・世帯の 間に親族関係がとり結ばれたことにより、法光坊移 動前に形成されていた社会関係の経年化や離農・非 農化による同業(農業)関係の弱化(職業分化によ る社会関係の弱化)に対して、法光坊集落の社会関 係の補強・強化が図られたと見ることができよう。

第三に、法光坊集落に立地する田野カトリック教 会の存在が、法光坊集落社会の維持に大きく関わっ ていると思われる点である。開拓移住の家族にとっ て類縁(宗教)的凝集性のシンボルといえる教会が 移住後わずか2年目に設立されたことは、法光坊集 落の特筆される出来事である。この教会設立は、何 よりも移住家族の努力によるものであるが、同時 に、設立の社会的背景に、宮崎がイタリアの修道会 の司牧地であり宣教師(司祭)が存在していたこ と、新農村の建設を目的とする農林省の開墾地移住 奨励制度の共同建造物に対する奨励金の利用が可能 であったことが指摘できよう(16)。すなわち、宮崎の 山間地において、居住地区にとどまらない国際的な 類縁(宗教)関係性と日本の国策を縦糸と横糸とし て紡ぐ形で教会が誕生し、法光坊集落が長崎のカト リック信仰の南九州での数少ない飛地 (enclave) という様相を帯びたといえる。また、このことが集 落の家族・世帯間の婚姻、家の非相続者の流出阻 止、流出した家族員の還流につながったと見ること もできよう<sup>(17)</sup>。

田野教会は、1969年に旧田野町中心部に田野カトリック聖母幼稚園を開園(司祭館を併設)し、1983年に新しい聖堂に建て替えている。また、1965年以後毎年、教会の広場で信徒運動会を開催するとともに、1975年には、初代の出身地である長崎に教会信徒24名参加の巡礼および教会青年会9名参加の巡礼が開催されている。一方で、世代が進むにつれて、新しい世代の信仰離れの傾向(世俗化)や

出身地の長崎県との関係性の弱化という状況も見られる。

なお、本稿は平成 24 年度~27 年度科学研究費助成事業による研究(研究代表者叶堂隆三「移動と定住における類縁関係の発動と制度化に関する研究」課題番号 24530641)の成果の一部であることを付記しておく。

#### 注

- (1) 本稿においても、広義の地域を指す場合も、法光 坊集落と記しているケースが若干ある。
- (2) 第5節でふれているが、長崎の信徒の開拓移住当時、辻の引用による上野登『自作農維持創設資金に関する研究』(宮崎県農業会議、1960年)によれば5~6世帯、『70年のあゆみ』によれば8世帯の未信者が居住していたという。また、田野教会の信徒への聞き取りによれば、法光坊周辺にはすでに仏教集落の三角寺集落、浄土真宗のイノチ集落が形成されていたという。
- (3) 一方、後述するように、大正期に田野村が立案した開拓計画(1927年完成予定)の農家数は、20戸である『宮崎県開拓史』(1981年、10頁)。
- (4) 田野教会に残されている手書きの資料によれば、 里脇家・尾下家と同時期に長崎県内よりつつみ家が 移住している。つつみ家は、他の資料等から、同年 内あるいは翌年の前半に帰郷したと思われる。
- (5) 移民戸数4戸の計画に対して、当初の3戸のうち 1戸が流出したため2戸が入植したと思われる。
- (6) こうした記述からも、法光坊集落での開拓移住を 断念した家族が存在していたことが窺えよう。聞き 取りによれば、流出していった家族の中には、ブラ ジルに移民した家族もいたという。
- (7) ここで用いているデータは、田野教会の信徒世帯に対して調査票を用いた聞き取り調査の結果である。2014年8月および11月に田野教会信徒組織を通して予め調査票を配布し、第1回目の8月は記入済の調査票を教会内で調査者と回答した信徒とで点検し、第2回目の11月は記入済の調査票を調査者と信徒が対面して点検している。なお、第2回目は回答した信徒とともに家系図の作成を行っている。
- (8) 2013年9月、長崎県出津教会において主任司祭・シスター・信徒に聞き取り調査を実施している。一方、黒島地区でも、桃田姓が多く見られ、また黒島から田平地区への移動者の中にも同姓が確認できる。
- (9) 開拓移住におけるこうした社会関係の発動の背景には、草分け家族の開拓移住の直後の田野教会の設立も関係していると思われる。
- (10) No.13 あるいは No.17 については、「70 年のあゆみ」

- の1974年の事項に田野教会信徒としての記載があること、またNo.18については「70年のあゆみ」で1994年までの多くの年の事項に信徒としての記載があることから、少なくともそれぞれの時期まで法光坊集落に居住していたことが確認できる。
- (11) 長崎のカトリック信徒の相続慣行に関して、本論で詳しく論じる紙幅がない。しかし、長男相続・末子相続等の慣行は地区や集落単位で相違しているため、長崎県の半島・島嶼地区のカトリック信徒に一般的な慣習であったと言えない。
- (12) この表の家族およびこの表に示していな家族にも、分家が創出されていている可能性がある。
- (13) ここで集落外と記している世帯は、法光坊集落に は居住していないものの田野地区およびその近辺に 居住し、田野教会の信徒である世帯である。
- (14) この配偶者とともにその母親も法光坊集落に居住をしている。なお、田野地区にカトリック信徒が集住しているという情報を得たのは、奄美大島の瀬戸内町古仁屋地区の幼稚園長(奄美大島出身のシスター)からで、当初は、宮崎県の奄美大島出身者の集住地という情報であった。
- (15) 辻が引用している上野の前掲書には、明治・大正期に宮崎市の人や宮崎市の製紙会社の所有地に小作に入った世帯のうち若干が自作農に転じたものの多くが流出して長崎の信徒の開拓移住当時は5~6世帯が居住していたようと記されている。
- (16) 1926 (大正 15) 年以降に長崎県上五島地域からのカトリック信徒家族の開拓移住によって形成された行橋市新田原地区で新田原教会が設立されたのも同時期(1930年)であることは興味深い。
- (17) 居住地区を越えた国際的な類縁(宗教)関係性は、「脱埋め込み」(ギデンズ32-44頁) に対応する関係性である。また、ベラーの「ライフスタイルの飛地」(ベラー81-88頁) とは形成の背景を異にしているものの、「カトリック信仰の飛地」という特徴づけはベラーの用語に触発された表現である。

#### 文献

- R・N・ベラー、心の習慣 (島薗進・中村圭志訳)、みすず書房、1991年。
- カトリック新田原教会記念誌編集委員会、四十五年のあゆみ、カトリック新田原教会、1975年。
- カトリック新田原教会記念誌編集委員会、75 周年記念 史 (1930~2005)、カトリック新田原教会、2006 年。
- アンソニー・ギデンズ、近代とはいかなる時代か?―モダニティの帰結―(松尾精文・小幡正敏訳)、而立書房、1993年。
- 叶堂隆三、上五島カトリック集落の選択的移動と地域社 会の維持一送り出し集落と定住地を結ぶ類縁関係・

- 地緣関係・親族関係一、下関市立大学論集第 140 号、2011 年。
- 叶堂隆三、奄美出身者の選択的移動とコミュニティの形成一鹿児島市鴨池地区における集住と類縁関係の制度化一、下関市立大学論集第142号、2012年a。
- 叶堂隆三、新しいマチの現在一都市におけるカトリック・コミュニティの形成とその後、西日本社会学会年報10号、2012年b。
- 川越淳二、開拓者とその家族―渥美半島の場合、社会学 評論第11号、1953年。
- 川南町、川南開拓史、川南町、2001年。
- 黒島カトリック教会記念誌編集委員会、信仰告白 125 周 年黒島教会の歩み、黒島カトリック教会、1990 年。
- 丸山孝一、カトリック土着―キリシタンの末裔たち―、 NHK ブックス、1980 年。
- 宮崎県開拓史編さん委員会(農政水産部農業経済課)、 宮崎県開拓史、宮崎県、1981年。

- 70年のあゆみ編集委員会、70年のあゆみ―1927-2000―、 田野カトリック教会、2000年。
- 西村雄郎編、阪神都市圏における都市マイノリティ層の研究一神戸在住「奄美」出身者を中心として一、社会評論社、2006年。
- 下口勲、仲知教会の牧者たち(私家版)、2001年。
- 谷富夫編、民族関係における結合と分離、ミネルヴァ書 房、2002年。
- 谷口菊代、あしたに咲く一シスターマリア長船の生涯一、宮崎カリタス修道女会、1982年。
- 谷口ミサエ、ひまわりは太陽に向かって一カヴォリ神父 とその娘たち一、ドン・ボスコ社、1995年。
- 辻正二、開拓農村集落における土着化と変容一カトリック移動信徒の今日的適応様式(1) 一、宮崎大学教育学部紀要(社会科学)第63号、1988年、および辻正二、開拓農業集落の変容と親族組織、第43回西日本社会学会報告、1985年。